

さいたま市下水道事業財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年 3 月16 日

さいたま市長

清水 勇人

さいたま市規則第24号

さいたま市下水道事業財務規則の一部を改正する規則

さいたま市下水道事業財務規則（平成17年さいたま市規則第117号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(日計表の作成等) 第7条 <u>建設局下水道河川部下水道財務課長</u> （以下「下水道財務課長」という。）は、伝票により日計表を作成しなければならない。 2 [略]	(日計表の作成等) 第7条 <u>建設局下水道部下水道財務課長</u> （以下「下水道財務課長」という。）は、伝票により日計表を作成しなければならない。 2 [略]

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。